

論 説

平安京・京都の都市法と公共領域 (三)・完

高 谷 知 佳

第三章 室町幕府と都市法

第一節 「京都市政権」論と公家新制

室町幕府成立後、北朝では光厳上皇の院政のもとで、公事や裁判が比較的安定して行われたが、観応の擾乱(二三五〇)が起きると京都は戦火に見舞われた。⁽¹²⁶⁾ 戦乱は長引き、約十年間に、北朝は正平七年(二三五二)・文和二年(二三五三)、翌三年、康安元年(二三六二)と、四度にわたって京都失陥を経験した。京都に迫った南朝は、正平七年には洛中民屋の地子停止令、文和二年には「元亨例」に従った諸公事免除など、都市民の歓心を買う政策を発しており、都市支配は重要な問題であった。

貞治・応安期(一三六二―七五)には、反尊氏派が幕府に復帰し、政情安定へ向かった一方、朝廷は強訴や財源不足により公事が停滞することとなった。⁽¹²⁷⁾ また、佐藤進一氏の「京都市政権」論において、⁽¹²⁸⁾ 室町幕府が朝廷から京都支配権を吸収した最初の段階として、貞治二年(一三六三)に幕府が関所設置に許可を与えた事例や、応安二年(一三六九)の侍

所制札が挙げられている。⁽¹²⁹⁾

「京都市政権」論では、軍事・警察権↓行政・民事裁判権↓経済支配という順序で、幕府が朝廷から段階的な権限吸収を行い、土倉・酒屋役の創出によって幕府による京都支配が完成したとされてきた。しかし、一四世紀後半に幕府がさまざまな面で京都支配を掌握し、またそれが政治的・経済的に重要な基盤となったことは事実であるが、それが朝廷の有していた権限を奪取したものであるという見方は、近年の早島大祐氏らの研究によって批判された。軍事・警察権については貞和年間から検非違使庁が弱体化しており、裁判権についても当事者が幕府へ訴訟を持ち込むなど、幕府がそれらの権限を担うことを公家社会が必要としていたこと、また経済支配の中核とされた土倉酒屋役は、朝廷の商業課税権を奪ったのではなく新たに創出されたものであることなどが明らかにされた。また京都市政権に限らず、宗教や儀礼の面でも、権限吸収論的な研究視角は、同様にもとの朝廷の権限を過大評価することになると指摘されている。⁽¹³⁰⁾

しかし、「京都市政権」論とその見直しにおいて、徳政・新制の都市法については位置づけられてこなかった。筆者は前稿で、義満・義教・義勝の代替わりに、京都における殺生禁断や治安維持の法から成る侍所制札が発せられたことを指摘し、本稿では、公家徳政・新制において京都の都市法が一貫して重要な構成要素であったことを論じてきた。幕府が徳政として寺社本所領や訴訟の興行を引き継いだことはつとに論じられているが、⁽¹³¹⁾ 將軍代替わりの侍所制札は、徳政・新制の都市法の後継者であったといえる。

「京都市政権」論において幕府による軍事・警察権の掌握と位置づけられていた応安二年制札は、義満の代替わり徳政という性格をもっていたのである。さらに応安二年制札には、特に戦乱や飢饉に際して朝廷が発してきた、家屋に対する権門横断的な規制が含まれているという特徴がある。以下では、幕府が京都支配を掌握する中で、公家徳政・新制の都市法と、その統合的・公共的機能のゆくえについて検討したい。

第二節 観応の擾乱と都市法

観応の擾乱の前兆として、貞和五年(二三四九)年閏六月、室町幕府内の対立が噂されるようになったが、その一例として、足利直義邸の周辺で「近辺小屋或壊却之、或点定」と、住民の家屋の安寧が乱されていることが挙げられている。⁽¹³⁾その後、同年八月に足利直義は失脚するが、翌観応元(二三五〇)十月に京都を脱出して南朝に降伏し、観応の擾乱の戦端が開かれた。

戦乱の中、京都は四度失陥したが、一度目は正平七年(二三五二)閏二月、南朝に降伏した尊氏が直義を鎌倉に追いつめ破つて間もない時期に、京都を守る義詮が南朝に敗れて京都を逃れた。三月に還京するが、北朝の光厳・光明・崇光と春宮を連れ去られ、治天も神器も欠いた新天皇後光厳の踐祚は困難を極めた。⁽¹⁴⁾二度目は翌文和二年(二三五三)六月で、義詮は後光厳を奉じて脱出し、尊氏も上洛して九月に還京した。

京都に迫った南朝方は、洛中の地子や所役を一旦停止する法を發している。一度目の正平七年、戦端を開く以前の二月二八日に京都の洞院公賢に伝達されたのは、「洛中民屋号地子、方々致譴責之由有其聞、太以不穩便、還幸以前、彼課役等一切可停止之、於往古所役者、追可被経御沙汰之由、可令相触給之旨、天氣所候也、仍上啓如件」南朝方が入京するまでは洛中の地主がそれぞれの住民に課す地子を停止し、その他の所役についても南朝方が改めて沙汰するという内容であった。⁽¹⁵⁾また二度目の文和二年六月には、「京中雜務事」について三ヶ条が伝達され、第一条では「一、可免除諸公事々」について「任元亨例、一切停止之」とされ、第二条・三条では「地利」の徴収を一旦やめさせている。⁽¹⁶⁾

網野善彦氏が、後醍醐天皇の「神人公事停止令」の根拠として挙げた中には、正平七年の祇園社小袖座神人の訴訟で持ち出された、「先朝御代」に諸商人公事免除があったとする主張や、文和二年の「元亨例」に基づく諸公事免除の法など、これらの京都失陥前後の事例が多い。⁽¹⁷⁾渡邊歩氏はこれに対し、祇園社が本所として神人に課した所役は免除され

ず、文和二年の「京中雑務事」は「朝廷が洛中に課している税・課役の免除」に限られると論じた。⁽¹³⁶⁾

これらの免除が何をさすか改めて検討すると、正平七年の論旨で問題としているのは「方々致譴責之由有聞」、つまり戦乱に乗じて地子や所役を譴責する行為であることから、この法は朝廷自身の賦課のみならず、諸権門から住民や被官への賦課に対するものと考ええる。ただし、南朝がこの法を平時にも貫徹する見通しがあったとまで考えるのは現実的ではなく、目的は当面の混乱を收拾し、都市の安寧を保証する姿勢を示すことであつたといえる。翌文和二年の法の伝達にも「此外京中雑務事、有仰含官人明廣・章世等事書、為不審多之旨示」とあり、同様に混乱の中であつたことがうかがわれる。

京都失陥はいずれも短く、南朝が京都を実効支配する暇はなかつた。しかし、この間に南朝が所役免除や後醍醐の先例を掲げたため、網野氏が挙げた事例のように、還京後の訴訟で神人や商人が「先朝御代」の諸公事免除を主張するなどの混乱があつた。⁽¹³⁷⁾

還京した北朝や幕府も、混乱から都市の秩序を把握する必要があり、とりわけ家屋の掌握が重視されたことに注目したい。正平七年三月、検非違使庁は祇園執行に対し、杜領無尺錢・土倉・闕所屋を注進するように命じた。祇園社は土倉については把握していたが、闕所屋については在家人に尋ねても把握できず、不安定な状況であつた。⁽¹³⁸⁾

また同年秋には、幕府が権門領内の闕所屋や古屋を支配下に置こうとする動きがあつた。九月、幕府侍所が「寺社領等検断屋、被寄籠舎修理之条、公方被定法」つまり寺社の財物である検断屋を獄の修理に用いるよう公方が法を定めたとし、祇園社が三条白川の強盗屋を侍所に届けず社家で壊し取つたと咎めた。また翌月にも、侍所が、闕所屋だけではなく古屋も「当時現在所々古屋、可寄籠舎修理之由有沙汰」獄の修理に用いるよう法を定めたとし、堀川神人の「洛中古屋壊売」をやめさせた。幕府から権門領内の検断得分や財物への介入は異例であり、祇園社は直ちに反駁した。⁽¹³⁹⁾清水克行氏はこれらの事例に注目し、「牢獄の維持管理が権門領内の闕所屋没収の理論根拠となりえた」、つまり公共性に関

わる名目ゆえに権門領へ介入する根拠であつたと指摘されている⁽⁴¹⁾。

獄の規律や維持は公家新制の重要な内容であり、家屋を壊し売ることの制限は戦乱や飢饉時に朝廷から発せられており、これらが権門横断的・統合的な都市法となる先例の積み重ねはあつたといえる。幕府がこれを発したことは重要である。ただし観応の擾乱以前の貞和元年二月、足利直義の屋敷を一族や家僕の家屋を壊して造っており、内裏も洛中の古屋を壊して木材を調達していることから、この時点では統合的な都市支配への積極的な足がかりというよりも、実際に戦乱から獄を再建する必要もあつたのではないだろうか⁽⁴²⁾。

三度目の京都失陥は文和三年(一二三四)一月で、洛中を戦火にかけることになつたが、三月には還京した。延文元年(一二五六)「壊屋商買事、於記録所可有沙汰之由被仰之云々」という記述があり、家屋を壊し売ることが朝廷の記録所を取り扱われる問題となつていたことがわかる⁽⁴³⁾。また翌年五月、沽働法などの対処があつたかは不明であるが、「殺直千万騰躍事」という記述がある。さらにその翌延文三年五月初頭に「京中不可売魚之由下知事」という記述があるが、これは四月末に尊氏が死去しているため、商業統制自体が目的というより仏事のための殺生禁断だつたと考えられる⁽⁴⁴⁾。

最後となる四度目の京都失陥は、幕府の中枢にあつた仁木・畠山・細川らの失脚と離反により、康安元年(一二六一)十二月に起きたが、幕府は同年中に還京した。それに続く貞治・応安期(一二六一―七五)は、京都が政治的な安定に向つたとされる一方、幕府の「京都市政権」掌握の最初の段階とされてきた時期でもある。次節で詳細に検討したい。

第三節 貞治年間の公家徳政と権限吸収論

まず朝廷を中心として、貞治年間前後の徳政や都市法をめぐる動向をみておきたい。

二条良基による徳政の意見状である年未詳の「後普光園院撰政奏状」⁽⁴⁵⁾では、神事・仏事・「徳化事」の充実がそれぞ

れ述べられており、「徳化事」として、歴代の徳政意見の実行、朝務閑怠を正すこと、女中僧徒の雑務口入の停止、能力主義による登用などとともに、「次国者、以民為本、先被休衆庶之愁者、定可通天心力、若以元亨例諸道諸業課役可被停止乎、但近日支朝要者、不能左右、一旦随存寄略述書者也」民を安んじるため、元亨の例にもとづく諸道諸業の課役停止が挙げられている。この奏状は年未詳であるが、伊藤敬氏・小川剛生氏は六月の大地震はじめ災害や疫病の起きた康安元年（一二三六）、佐々木文昭氏は伊勢神宮造宮の遅れが問題視されていることから応永元年（一三六八）と推定され、また「元亨例」との文言から神人公事停止令との関連が示唆されている。⁽¹⁴⁶⁾ いずれも政治的には一定の安定を迎えた時期であるが、都市法はなお公家徳政の要素であったこと、そして特に都市への賦課が問題として浮上していることがわかる。

観応の擾乱以前の貞和年間からこの時期にかけて、都市賦課と紛争が目立つようになっていた。下坂守氏は、貞和元年（一二四五）、朝廷が日吉神輿修理料足として酒壺役を賦課したが、以降は賦課しないことが山門に対する条件であったため、翌二年には四座下部俸禄として酒壺役賦課を試み、また三年には新日吉社造料足として幕府が朝廷に「洛中・河東酒屋」への課役を提案したものの、いずれも山門の反対によって頓挫したことを指摘した。⁽¹⁴⁷⁾ 五味文彦氏は、都市支配の実務にあたる使序下部の俸禄不足が問題化していたことを論じ、貞和二年に頓挫した酒壺役賦課はやはり都市賦課である紺屋課役に替わり、貞治年間にも酒屋役をめぐって検非違使・造酒司・八幡神人などが争ったこと、一方で幕府では、同じく実務に当たる雑色小舎人への給付の財源を地頭御家人役により確保したことを指摘した。⁽¹⁴⁸⁾ また、馬田綾子氏や近年の長崎健吾氏の研究により、延文年間（一二三五―一二三六）に洛中地口銭・棟別銭が一般化することが指摘されている。⁽¹⁴⁹⁾

これらの中で注目したいのは、貞治六年（一二三六）但馬入道道仙という人物が、「洛中療病院」の建立のために貿易船を仕立てるといふ名目で洛中から棟別銭を集めた事例である。これは「相副武家使者小舎人云々、被成繪旨云々」と、

朝廷と幕府の許可を得ていた。この棟別銭によって一万疋という額が集まり、北朝初期の悲田院建立のときと同様にま
ず柱を立てたが、山門からの強訴があれば移転すると述べている。⁽¹⁰⁾この人物の所属などは不明であり、その後完遂され
たかどうかも定かではないが、のちに国家的名目の財源となる都市への一律の賦課の、初期のもの名目として、京都
に対する救恤があり、朝廷・幕府が許可していたことは重視しておきたい。ただし、それを元手にして貿易船を仕立て
ようとしたことから、棟別銭のみでは目的は果たせないと思積もられていたといえる。

こうした都市賦課による救恤が図られた一方で、長きにわたる救恤政策であった朝廷の賑給定が、同じ貞治六年（一
三六七）で最後となった。⁽¹¹⁾これまで賑給定は最勝講ともに行われていたが、南都北嶺の強訴が相次ぐ中で復興された
この年の最勝講は、鬪乱によって死傷者まで出し、賑給定も中止となった。以降は最勝講が行われなくなり、賑給定も
姿を消すことになった。

最勝講や賑給定など、南北朝期に廃れた朝廷の祈禱や行事は、戦乱で衰退して消滅せざるを得なかったとみなされが
ちであったが、これは宗教や儀礼について、前述の京都市政権と同様の権限吸収論、つまり朝廷から幕府が「国家祈禱
権」を吸収したという見方が強かったためである。⁽¹²⁾しかし近年の研究で見直しが進み、大田壮一郎氏により、最勝講を
はじめとする公請論義会は、鎌倉期から権門寺社の強訴の手段になりがちだったため、復興過程で選択的に放棄された
ことが指摘された。⁽¹³⁾一方で賑給定は、恩赦などと比べて具体的な対象人数が不明であり、他に仏教的救恤が多く実施さ
れ、中世を通して形式的なものだったことは事実であるが、南北朝期に朝廷が賑給定を復興する意図があったことは指
摘できる。貞治六年の賑給定に向けて、入念な先例調査が行われ、⁽¹⁴⁾またこれ以前の貞治三年の『師守記』では、毎月記
されていた外記の公事分担において、五月には「賑給定」の項目がみられた。⁽¹⁵⁾賑給定は復興の動きがあったものの、宗
教政策としての最勝講の放棄によって断ち切られたといえる。

このように、朝廷は都市法を含む徳政の復興を志向していたといえるが、一方で幕府は徳政に対してどのような動向

をみせたか。この問題について、権限吸収論の一つの事例とされてきたものを見直したい。時期が少し戻るが、貞和四年（二三四八）足利直義が行った尊星王法は、天下静謐のための祈禱で「大法」と呼ばれており、またこの祈禱とあわせて行うべき事柄として、精進潔斎などととも「於清水坂可被引施行事」「可被行大赦事」「被興政道可被播德化事」が挙げられていた。丹生谷哲一氏はこれについて「清水坂非人に対する施行、大赦、徳政の興行」は「いずれも本来、王権に固有の政道とみられていたものである。それがいま国家的祈禱とともに直義の統治権の支配のもとで沙汰されているのである」と評し、祈禱のみならず徳政なども含めて、初期の権限吸収の事例と位置づけていた⁽¹⁵⁾。しかし尊星大法は行われたものの、それに伴って行うべきとされた事柄については、大赦や非人施行は従うべき「本説」かどうかかわからないとして、また徳政は祈禱中に限らず常に行うべきことであると称して、実施されなかったのである⁽¹⁶⁾。この事例からは、朝廷から徳政の権限を奪うような積極性をもって幕府が尊星王法を行ったと考えることは難しい。

また、北朝では、康永三年（一三四四）や前章でみた貞和二年（一三四六）など、年末に過差禁令として、光厳天皇の正慶新制の順守が命じられる例が指摘されていたが、幕府も衣服についてはこれに倣っている。貞和四年末、幕府は年始の服装について朝廷に問い合わせ、正慶新制によるという返答を受ける⁽¹⁷⁾。貞和二年から六年の間とされる幕府の「儉約条々」においても、正月の引出物や武具・従者の数については制限を明示しているが、「衣裳事 守公家新制、堅不可隨他之段」と、衣裳については公家新制のみを遵守すべきと定めている⁽¹⁸⁾。

以上のように、観応の擾乱以前に引き続いて、貞治年間までは都市法は公家徳政の一要素であり、特に都市賦課をめぐる問題解決が必要になっていったこと、また賑給定の復興が図られたが廃絶したことが指摘できる。一方、幕府は権門横断的な家屋支配は試みたものの、この時点までは、都市賦課や過差禁令などにはあまり積極的に関与していなかった。その姿勢が変化したといえるのが、次に述べる貞治六年の義詮から義満の代替わりであり、応安二年の侍所制札であった。

第四節 室町幕府の徳政と応安二年侍所制札

貞治六年十二月七日、足利義詮が死去し、十二月二十九日、義満を擁する細川頼之が自邸で以下のような過差禁制を発している。

一、年始諸人引出物、一向可停止事

一、所々雑掌、可為儉約事、

一、精好大口、織物小袖、不可着、金具鞍不可用事、

一、中間以下輩、金銀梅花皮等腰刀、可停止事、

一、同輩、直垂之絹裏、絹腰、並烏帽子懸不可用事、⁽¹⁰⁾

貞治六年のこの禁制は、年始の行事のために年末に発せられた過差禁令であるが、公家新制に対する言及はなくなっている。三・四・五条で定められた衣裳についての規制内容は、鎌倉期の公家新制に繰り返しみられたもので、過差の基準が公武の共通認識になっていたといえるが、公家新制に倣うものとは記されていない。義詮から義満への代替わりを機に、幕府が武家社会に対し、自らの名のもとに、徳政として過差禁令を発するようになったと評価することができる。

さらに幕府が、武家社会から都市社会へと対象を拡大し、また過差禁令に加えて都市法をも発するなど、徳政としての内容をも拡大したのが、応安二年の侍所制札である。応安元年十二月に義満が征夷大將軍となっており、応安二年二月に発せられた侍所制札もまた代替わりとみなすことができる。

一、俗人ノ法師ナリ、同カサヲキル事、(付、法師ノホウシニテ面ヲカクス事、)

一、ハクエキノ事、(付、スク六)

一、ヤクヲコホチウル事、(付、車イケ商賈、四條町ノ立ウリ、)

一、セイカウノ大口、ヲリモンノ小袖、クラ具足ノ金銀ノタクヒ、色カワノシタウツ用事、

一、中間凡下輩、エホシカケ、キヌコシ、ヒタ、レキヌウラ、同大口、刀ノカヘラキ金銀、(但、メヌキヲ除事、)
右條々、カタク可被止也、若違犯ノ事アラハ、可処罪科之状、依仰下知如件、

応安二年二月廿七日

(土岐義行)
左馬助源朝臣判

第四条・第五条は貞治六年の禁制を踏襲した過差禁令で、第一条から第三条が都市法である。

第一条の、俗人が僧侶の装いをする⁽¹⁶⁾ことの禁止は、これまでの公家新制にはみられないが、京都における寄沙汰の頻発などとの関連が想定される。また僧俗いずれもが顔を隠す⁽¹⁶⁾ことの禁止については、十一世紀の市女笠に対する行き過ぎた取締りの例や、鎌倉末期の路上での紛争の例など、都市で顔を隠す⁽¹⁶⁾ことは問題になりがちであった上、南北朝期の京都における礼の秩序の混乱の中では、一層そこからの紛争の危険が高まっていたことが考えられる。この第一条および第二条の博奕禁止は治安維持の法といえる。また、十一世紀の市女笠の取締りに際して、都市民の服装を取り締まるならば事前に周知徹底すべきであると非難されており、それに照らせば、幕府による制札は都市法のあるべき形式といえよう。⁽¹⁶⁾

第三条の「ヤク」は家屋と推測され、家屋を壊し売⁽¹⁶⁾ることを禁じる法である。これまで朝廷は戦乱や飢饉に際して家屋を壊し売⁽¹⁶⁾ることを禁じ、幕府も建武式目において家屋をめぐる秩序維持を命じ、京都失陥後に権門領の闕所屋・古屋の接収を試みた⁽¹⁶⁾が、この第三条ではその流れを踏襲し、諸権門の分権支配への留保をつけず、一律に家屋に対して規制を行っている。

附則の「車以下商売、四条町の立売」については、壊した家屋の財産や材木を車に積んで行商したり、四条町で売⁽¹⁶⁾たりすることを禁じたものと考えられる。家屋の売却について、応永十二年(一四〇五)、東寺境内の住人が家屋を解体

して車に積んで寺外に売ろうとして東寺から咎められたり、また正平七年十一月、祇園社で「三条白川先日検断屋車牛事、米屋隠置事以寄方問答了」検断を受けた家屋の車や牛といった動産財が米屋に預けられて祇園社から隠蔽されたりという事例がある⁽¹⁶⁾。これらの事例を踏まえると、この附則は、家屋をめぐる規制や接収から逃れて、離れた場所や市町まで運んで財物や木材を売却することを禁じたといえる。

また、この第三条で規制された家屋・車・行商のいずれもが、室町期において幕府や本所・地主からの都市賦課の単位である点は興味深い。車に対する賦課の例は室町期以前には少ないが、応永二年(一三九五)、幕府が祇園社に対して「祇園社開発境内居住之輩、雑車一輪別、毎月五輪事、当社造営之間、為奉行職可被致沙汰之条、依仰執達如件」、つまり造営のため、開発境内の住民に車を単位として賦課をかけることを容認した⁽¹⁶⁾。「雑車一輪別、毎月五輪」の内容が明確ではないが、車を用いた一定の労役と考えるのが妥当である。

言葉少なな法文に対して推測を膨らませることになるが、第三条の本文と附則をそれぞれ独立性の高いものと考えれば、家屋を壊し売ることを禁じると合わせて、車による行商や四條町における立売についても規制を図ったと読むこともできる。この場合、幕府は、地口銭の対象となる家屋を保全するとともに、車や立売についても賦課の対象として掌握することを目指していた可能性もある。しかし、室町期京都における商業・流通支配は分権性が強く、幕府がこれらを統一的に掌握することはなかった。

以上のように、義詮から義満への代替わり徳政の応安二年侍所制札で、これまで公家新制が担っていた徳政としての過差禁令・都市法を、幕府が自らの名のもとに、また武士に対してのみならず京都社会に対して、直接発するようになった。この制札は、「京都市政権」論においては幕府が治安・警察権の掌握として評価され、その見直しの議論においてもこの制札自体には触れられなかったが、これまでの検討から、幕府が京都に対して独自に徳政を行った画期とみなすことができる。室町幕府の徳政のうち、仏神事や訴訟興行については、応安半済令が徳政としての意義を持ち、また

義持以降は代替わり徳政として訴訟制度の充実が図られたことはつとに指摘されてきたが、徳政としての都市法も、ほとんど同時期からみられるようになったといえる。⁽¹⁷⁾

一方、朝廷に目を向けると、永和二年（一三七六）閏七月の彗星による徳政議定では「神事興行、任官叙位、雑訴、洛民新役、官外記・藏人方公人俸禄」の五か条が挙げられ、「洛民新役」「官外記・藏人方公人俸禄」で賦課の増加をめぐる現実的な都市の問題に触れている。⁽¹⁷⁾ 議定では、新たな都市賦課の増加を停止し、公人の報酬を十分なものにすべきとしているが、朝廷自身が檢非違使の四座下部への報酬のために都市賦課を試みては抵抗にあつてゐることを踏まえる⁽¹⁷⁾と、この二か条はまさに朝廷が直面している矛盾であつた。

このように、応安二年以降も、朝廷の徳政評定では直面する都市問題を取り上げており、幕府による権限吸収があつたとはいえないが、その後は、朝廷の徳政評定から公家新制が発せられることはなかつた。⁽¹⁷⁾ 一方、幕府では、義教・義勝・義政まで、將軍代替わりには徳政としての都市法が発せられた。⁽¹⁷⁾

義教の代始である正長元年（一四二八）には、応永二年と同じく侍所制札という形式で、「一、俗人の法師なりの事〈付、法体の帽にて面をかくす事〉、一、博奕事、一、鴨河堀川の魚をとる事〈付、さいとりの事〉」という三ヶ条の禁制が発せられた。また義勝の代始である嘉吉元年（一四四二）にも、同じく侍所制札で、「鴨川白川捕魚事、付さいとり、俗人法師の立立事、博奕事」という同じ内容の禁制が発せられた。⁽¹⁷⁾ 義政の場合は、侍所制札という形式かは判然としないが、親政開始時期である康正三年（長祿元年、一四五七）には「近日京中ニアシ笠、スケ笠、皮袴、ウチ懸ヲ被止云々」、笠で顔を隠すことと過差を禁じ、長祿二年（一四五八）初めにも「近日自室町殿被出御法」として鷹や鶯の飼育と過差を禁じている。⁽¹⁷⁾

しかし、応安二年制札の第三条にみられた家屋についての権門横断的な規制は、その後の代替わり新制には引き継がれず、公家新制での公共機能をめぐる法の多くもみられなくなった。最後に、室町期の諸権門の分権的支配との関わり

の中で、都市の公共機能の法の行方について検討したい。

第五節 室町期京都の分権支配と法

一四世紀後半以降、幕府は京都支配をさまざまな面で掌握した。しかし、本所・領主による人的・領域的な分権支配もある程度容認されており、特に寺社門前は、それ自体が京都の衛星都市的な場であり、寺社が一円支配を行い、検断屋などは当然に寺社の権益となった⁽¹⁷⁾。また本所は商業・流通に対する課税を多く行い、紛争も伴ったが、幕府がこれらを一元的に支配することはなかった⁽¹⁸⁾。こうした京都の分権支配は、中近世移行期、統一政権と地縁的共同体の一元的な支配関係が生じるまで続いた⁽¹⁹⁾。

幕府が本所・領主の分権支配を横断して統合的な支配を及ぼしたのは、国家的用途に用いられる地口銭や棟別銭を一律に課す場合、また侍所が神泉苑などの清掃に「町人」を動員する場合など、やはり公共性に関連する事柄であり、近年これらに注目した研究が進展している⁽²⁰⁾。しかし、それらが都市に対する一律の法という形式で発せられることは、室町期にはきわめて少なくなる。一方で、幕府が寺社境内・門前など権門領内に対して保障を与えた法である制札には、治安維持や家屋の保全などの法がみられ、また幕府や他の権力との紛争の中で「洛中大法」といった文言もみられた。これらを切り口として、京都支配の統合性と分権性の関係を見てゆきたい。

(1) 境内制札と家屋

至徳年間(二三八四―八七)には、足利義満政権のもとで、公家も含めて訴訟が幕府に持ち込まれ、侍所によって洛中遵行が行われ、神人の寄沙汰が禁じられるなど、侍所が洛中の民事裁判機能を掌握したと位置づけられてきた時期であるが、同時に寺社境内に対する制札が発せられるようになった。こうした制札は、基本的に受領した寺社の利益となる

ものであり、祇園社では至徳二年（一三八五）に境内の治安維持を主たる内容とする十一ヶ条の制札を得ており、また嘉慶二年（一三八八）にも同内容のものを得ている。⁽¹⁸⁾

内容をたどつてゆくと、第一条から第四条までは、甲乙人が社領の竹木を切ることを、社内林中や境内で鷹や鳥を用いて殺生すること、社内林中や東西芝に牛馬を放ち入れること、同じく射的を行うことなどを禁じており、公家新制において都市全体に対する治安や静謐を守る法とほとんど同内容のものが並んでいる。第八条から第十一条までは鴨川・白河・境内の殺生禁断と社領の保全である。

第五条から第七条までは家屋に関するものであり、第五条では「社領住宅等不相触社家、留置旅人事」社家に報告せず旅人を置くこと、つまり寄宿の禁止であり、第六条では「壊渡住宅於社領之外事」第七条では「社領内住宅不相触社家売買事」家屋を壊して社領の外で売ることや、社家の許可なく家屋を売買することを禁じている。

寺社境内の家屋については、応永十年（一四〇三）、吉田社が得た二ヶ条の禁制においても「けいたいの家、他所へこほちいたすへからざる事」つまり家屋を壊して持ち出すことが禁じられている。⁽¹⁹⁾ また、清水克行氏や三枝暁子氏の研究によつて、室町後期の北野社の家屋について、領内からの家屋の持ち出しを禁じたほか、本来は犯罪者の家屋を焼却や破却しなければならぬ検断においてさえも、そうした処分を避け、できる限り境内の家屋を維持しようとしたことが指摘されている。⁽²⁰⁾ また清水氏は、『臥雲日件録抜尤』にみられる、斯波義将が足利義満に対して検断による破却が無益と説いたエピソードを挙げ、検断の本来の意義が忘却されていると指摘されたが、このエピソードはこれまでの公武の都市法で家屋の保全を重視してきた姿勢の反映でもあるのではないだろうか。⁽²¹⁾

これまでの朝廷・幕府による洛中の家屋維持の重視は、治安維持と財源確保との両方の目的が考えられたが、権門寺社の一円支配や都市賦課の増加とともに、家屋を幕府自身の財源とすることは難しくなり、横断的な法も発せられなくなったが、治安維持という目的は、寺社が自領において同様に家屋支配を重視することによつて担われたといえる。

(2) 検断と大法

権門寺社の洛中所領は、こうした制札を受け、一円支配を保証されていたが、家屋の検断や売買をめぐる当事者が複数の権門と結びつくことも多く、紛争も生じた。一方で、幕府が直接その支配に介入した事例はさほど多くはないが、永享十年(一四三八)の捨家に対する検断を幕府が主張した例がある。

東寺が八条猪熊の寺領において、地子未納で逐電した百姓の家屋を壊し取ろうとしたところ、「彼町百姓」に対し、幕府奉行から「洛中就検断、就逐電捨家及逃散仁躰有之者、為公方、可有御計之由」家を捨て逃散した者の検断は幕府が行うと伝えられたことが判明した。東寺が問い合わせると、「為公方、洛中於捨家者、悉被点、因幡堂・六角堂・八坂塔、御寄進之間、努々為地主、自專不叶之由」つまり権門横断的に「洛中捨家」を幕府が点定し寄進するという返答であった。⁽¹⁸⁷⁾これは対し東寺は抗弁していないが、その理由として、一つには東寺においても逐電した者の家の扱いが不明確であったことが挙げられる。応永三三年、「今在家逐電家事、可有沽却、不然者破置、可烧湯云々」逐電した者の家を売却するか壊すかという問題で、湯起請を検討した事例がある。⁽¹⁸⁸⁾また一つには、足利義教が苛烈な専制政治を布いていた時期であったため、抗弁するリスクが大きすぎて引き下がったものと思われる。

しかし、不安定な事例に対してこれが先例となると、その後、東寺の権限が大きく侵害されることになる。將軍義政の治世である享徳元年(一四五二)、南小路在地から逐電した者の家の処分という同様の事件において、東寺は「彼家、此間、懸符置之、仍於加様屋、為地主相計事、洛中大法歟」地主である東寺が検封された家屋を処分するのが「洛中大法」であると記した。⁽¹⁸⁹⁾

中世後期において「大法」という語は、ローカルな法と法の衝突を整理する法であり、新田一郎氏は「諸方において用いられている人びと周知の作法や準則」が大法となることもあるが、「公方の法」がローカルな社会にとって外部から規定するものとして位置づけられ、大法として機能することを、中世社会の構造転換として論じられた。⁽¹⁹⁰⁾この件では

さらに、検断をめぐる衝突の中で、「大法」と呼ぶことの意味が読み取れる。洛中の「周知の作法や準則」である寺社の一円的な検断権のあり方を、東寺は「洛中大法」と呼ぶことによつて、永享十年の幕府の権門横断的な法が蒸し返されても対抗できるよう、自らの検断権を守るために強調したものと考えられる。

また、永享十年の法より以前から、東寺においては家屋の検断や売買をめぐつて「大法」という語をたびたび用いている。応永年間、律僧が境内の家の買得を望んだことに対して、「異門黒衣輩、非寺家被官之儀、於境内可結小庵之条、背大法歟、仍不可叶」異なる宗派で寺家被官でない者が境内に家屋を所有することは「大法に背く」としている。⁽⁹⁸⁾また境内家屋売買に際して十分の一を寺家に納めることや、外部への売却禁止も「大法」と呼んでいる。⁽⁹⁹⁾これらの内容は貞治五年の寺内の禁制で定められていることが指摘されているが、それを「大法」と呼ぶことに注目したい。東寺内部の多様な集団のすべてに適用されることをさして「大法」と呼んだ可能性もある。しかし一方で、これまで家屋の検断や売買については朝廷や幕府が権門横断的な法を発しており、さらに当事者と結びつく他の権力が介入することもあるため、家屋については、寺内の規制であっても、「大法」と呼んで強調したのではないかと考える。

(3) 制札と関所

(1)で触れた、至徳年間以降、幕府侍所が権門寺社に対して付与した制札において、祇園社や吉田社に与えられたのは境内の治安維持や在家に関する法であったが、東寺に対しては、境内における商人の通行および諸本所が商人から公事を取ることを禁じる制札が、康応元年(一三八九)・応永一六年(一四〇九)などに与えられた。⁽¹⁰⁰⁾京都と外部との流通路では、諸本所が商業賦課を行つてしばしば現地と紛争を起こしており、京都からの南口にあたる東寺境内にとつては、こうした商人や賦課の通行の制限が、治安維持のために最も必要な法であった。

しかし、流通路に対する治安維持のための規制は、東寺自身にも降りかかった。応永十一年、東寺は修造料として南

口において公事を課すことを許された。東寺は賦課基準として、「商買輩」と「山崎米商人」には人別二錢、商人の馬には三錢、車には十錢、旅人には人別一錢を課すことを、奉行人を介して幕府に届け出た。これに対して管領は「一行関之儀敷、不可然云々」関も同然であるとして却下し、東寺は商人に対し人別一、二錢だけを課すことになった。⁽¹⁶⁾この事例では、「公事」として容認されるのは、商人に限って少額のみ賦課する場合であり、旅人まで巻き込むと「関」とみなされて禁じられたといえる。正当性を認められている場合でも「関」と呼ぶことも多く、「関」と「公事」は峻別できる語ではなかったが、応仁の乱以降、関所が濫立した時期にも、商人以外に対して通行料を取ることは不当とみなされることがあった。⁽¹⁶⁾幕府は、京都の交通・流通という公共機能については、通路に位置する寺社の治安維持を制礼によつて保証すると同時に、権門横断的な介入も行ったといえる。

以上のように本章では、室町幕府が京都支配を掌握する過程における、徳政の都市法のゆくえについて検討した。

観応の擾乱において、京都奪還をめざす南朝方が都市民に諸役免除を提示し、商人が本所との訴訟でそれを主張するなど、鎌倉後期以降目立つようになった都市賦課が、戦乱の駆け引きにより問題化した。戦乱が終息して以降、北朝では徳政議定や意見状などがみられたが、その中でも都市賦課についての条項が含まれており、このことから公家徳政において都市法はなお重要な要素であったこと、さらに形式的なものにとどまらず、都市賦課に対する権門横断的な対処の必要性が認識されていたことがわかる。しかし、朝廷にはそれを実現するまでの力はなく、十四世紀後半から室町幕府が京都支配を掌握した。

室町幕府は、貞治六年の義満への代替わりを機に、徳政の都市法も引き継いだ。治安維持・家屋支配・過差禁令から成る応安二年侍所制札は、これまで幕府による治安・警察機能の掌握とみなされてきたが、徳政の一面としての都市法の継承とみるべきである。特に権門横断的な家屋支配は、これまで朝廷が危機において発してきたものであり、南北朝

内乱からの復興の中で幕府が試みたものでもあった。

ただし、権門寺社が自らの境内・門前に対して一円支配を行い、同様に家屋維持を重視することによって、幕府がこれ以降の代替わり徳政で権門横断的な家屋支配を揚げることはなくなつた。諸権門による京都の分権支配は、都市の公共機能の法と衝突することもあつたが、都市を構成する境内・門前の治安や静謐、そのための家屋の維持などについては、幕府の制札を得て、かつての新制と同様の保証を受けるとともに、自らその秩序の担い手となつたのである。また、東寺が家屋の売買や検断に関して、ローカルな法どうしの衝突を整理する法を意味する「大法」という語を用いたように、朝廷や幕府の都市法の蓄積は、権門の境内・門前支配に大きな影響を与えた。

おわりに

本稿では、平安京から室町期京都までの、都市の公共機能に対する法を辿つた。

都市は、多様な人と経済が集中し、疫病・貧困・治安悪化などの問題が発生する場であり、都市を維持するためには、それらに適切な対処が行われる必要がある。前近代に対して「公共性」という語を用いることについて、榊木謙周氏は、都市において必然的に生まれる共通の利害を公共の領域とみなすことを提言された⁽⁹⁾。平安京においては、永続的な首都となつた9世紀以降、治安や環境の保全・救恤などの法が定められたが、これらは都市の公共領域に秩序を与え、都市を維持するものといえる。中世京都においては、代始や危機に対する徳政として発せられた公家新制に、これらの法が引き継がれた。

先行研究では、平安期については、保立道久氏が都市法は新制の本質の一つであると論じて重視されたが、鎌倉期以降については、公家新制の多岐にわたる内容のうち莊園整理令や訴訟関連の法が特に重視され、公家新制自体が形骸化してゆくことが指摘される中で、都市法にはあまり注目されなかつた⁽¹⁰⁾。また、室町期になると諸権門による人的・領域

的な分権支配が進み、都市の公共性・統合性が見え難くなっていた。

本稿では、平安期から南北朝期に至るまでの公家新制・徳政を検討し、都市の公共性をめぐる法が一貫して新制の重要な構成要素であり、また京都の変動や危機を反映したものであったこと、室町幕府の代替わり徳政にも都市法が引き継がれたことを示した。時代ごとの結論は各章の末尾で述べたが、最後に改めて時代を通して概観しておきたい。

平安期から鎌倉期まで、公家新制や都市法において、京都支配について、①治安維持、②獄の規律、③道路環境の清掃・保全と困窮者保護、④殺生禁断、⑤不安定な居住の規制と掌握 などの法が繰り返し返し発せられた。平安期には、単項法や時限的な法が「新たな禁制」という意味で「新制」と呼ばれていたとの指摘があつたが、都市の過差禁令や困窮者保護などはそれ自身が徳政・善政とされ、また中世の公家新制に継受されたものも多いことから、本稿では都市に関する「新制」は峻別せずに検討対象とし、そして市女笠をめぐる「新制」の事例から、実施過程において日限を決めて周知が必要と認識されていたことを明らかにした。^(四) また平安期から鎌倉末期にかけて、先例を踏襲する法が多い一方で、治安維持について、禁止対象が都市民への饗応の強制から広汎な都市民自身の遊興へ変化したり、また酒について、遊興としての群飲禁止が飢饉対策としての酒造制限へ変化するなど、都市の変動との対応がみられたことを指摘できる。但し室町期において、都市賦課、とりわけ酒に対するものが朝廷・幕府の重要な財源となるとともに、酒に関する禁令は姿を消した。

また、新制には含まれなかったが、徳政として救恤や赦免も重視され、これらは専ら京都において行われた。赦免については、院政期以降、天皇家の仏事の増加とともに頻度が増えたことが指摘されているが、一方で猖獗を極めていた「京中強盗」が非常赦の対象から除外されたり、前稿でも述べたように、人数や罪状を吟味して慎重に実施されるなど、都市の治安や刑政の実情を反映していたことを示した。救恤については、朝廷の賑給が年中行事化し、祭礼に伴う仏教的施行が盛んになることは指摘されていたが、本稿では新制で困窮者の収容先とされていた悲田院や療病院などの施設

が、南北朝期にもなお建設が図られていたことを挙げた。

本稿で特に注目したのは、南北朝期以降の徳政における都市法の重要性である。公家新制は、鎌倉幕府後期に訴訟法と分離して形骸化し、まもなく終焉を迎えたとされてきたが、本稿では、南北朝内乱以降も、朝廷には徳政・新制への動きがあり、都市法がその重要な要素であったこと、また室町幕府も徳政の一面としての都市法を引き継いだことを明らかにした。

朝廷においては、観応の擾乱以前、一条経通の徳政意見状が出され、続けて悲田院の建立や活働法審議が行われ、活働法では文殿に商人を参集させ、また新制の先例調査も行われた。観応の擾乱以降は、二条良基の徳政意見状では都市賦課の免除が主張され、賑給定の復興も目指された。これらの動きは、実際の新制発布にまでは至らなかった。しかし、のちに嘉吉の徳政一揆のさなか、万里小路時房が、本来の徳政とは「抑徳政之号者、被施皇化古来之通称也、諸人令切磋、其中定新制事也」諸人が議論を行って、その中で新制を定めることだと述べており、南北朝期に徳政議定や意見状という議論を経て、救恤や賦課軽減など都市に対する政策が行われたことは重視する必要がある。

室町幕府は、義詮から義満への代替わりを機として徳政の主体となった。それ以前は、過差禁令などは朝廷の正慶新制に従うとしていたが、義詮死去直後の貞治六年には朝廷の先例に言及せずに過差禁令を発し、義満が征夷大將軍となった翌年の応安二年には治安維持・過差禁令・家屋保全などの条項を含む侍所制札を発した。この制札は、従来の「京都市政権」論では幕府による軍事・警察権の掌握と位置づけられてきたが、その後の義教・義勝の代替わりにも侍所制札が発せられていることから、これは幕府の代替わり徳政であり、平安期以来からの公家新制と同様、都市法は徳政の重要な要素であったことができる。

平安期から室町期まで、都市の公共性をめぐる法で重要性を増すのは、先ほどの分類で⑤とした不安定な都市の居住・家屋に関するものである。長保元年(九九九)新制は、公家新制が限定的な過差禁令から合議を経た施政方針へと

転換し、強制力も強まった画期と位置づけられていたが、この新制で新たに盛り込まれた法が、僧侶が車宿と称して京都に留住することの禁止であった。その後、寿永元年(一一八二)飢饉と福原遷都後の混乱と、寛喜三年(一一三二)飢饉による荒廃の際には、家屋を壊し売ることが禁じられ、また観応の擾乱後にも「壊家売買」を記録所で扱うなど、災害や戦乱時には家屋の維持が朝廷によって重視された。室町幕府は、南北朝内乱の中で、建武式目で私宅点定を禁じ居住の維持を促したほか、公家新制の②に分類した獄の再建を理由として、権門から古屋や検断屋を接収しようとした。公家新制で積み重ねられてきた都市法が、権門横断的な支配の根拠になったといえる。幕府の代替わり徳政も都市法を引き継いだ、その最初のものである応安二年侍所制札は、家屋を壊し売ることを禁じる一条があった。

しかしこれ以降は、寺社権門が境内・門前領を一円支配し、幕府はその安寧を保障する制札を発することになり、幕府自身による権門横断的な居住や家屋の規制の法はほとんどみられなくなった。居住や家屋に関する規制には、家屋単位の賦課の実現など経済目的と、治安や安定した集住など、いわば「都市であること」自体の維持という公共の目的があり、戦乱や災害においては後者の目的が強く要請され、朝廷や幕府がこれらを担って規制を行ってきたが、室町期には権門がいずれの目的も担うこととなった。室町後期には「都市であること」を維持するために、権門が自領からの家屋の持ち出しを禁じていた例も指摘されている。また幕府や他権門の介入や法の蓄積を意識して、権門が自領の家屋をめぐって「大法」「洛中大法」といった語を用いる例がみられる。

平安・鎌倉期の公家新制の都市法のうち、以降の室町幕府の代替わり徳政に引き継がれたのは、裏頭や博奕の禁令と殺生禁断令のみになった。その他の法については、②獄については明確な法はないが、朝廷の改元に伴う赦で幕府が少数ながら囚人を用意しており、また③や救恤についても、幕府が非人集団を組織したり、侍所が権門横断的に都市民を清掃に動員していたことが指摘されており、幕府によって担われたが、法という形式にはならなかった。都市法の多くを引き継がなかった代替わり徳政は、義勝期には同時代の人々によって侍所頭人の改替に伴うものと誤解され、義政親

政の始期の過差禁令は、代替わりという認識もされなかった。都市の公共機能は、室町初頭までは徳政・新制の法として発せられたが、その後は分権化と法の蓄積を踏まえ、侍所の行政や諸権門によって維持されていった。

- (125) 南北朝期の政治史については森茂暁『増補改訂 南北朝期公武関係史の研究』(二〇〇八、思文閣出版)
- (126) 山田徹『南北朝内乱と京都』(吉川弘文館、二〇一一)
- (127) 佐藤進一『室町幕府論』『日本中世史論集』(岩波書店、一九九〇、初出一九六三)、『南北朝の動乱』(中央公論社、一九六五)
- (128) 『師守記』貞治二年閏正月二六日条、『中世法制史料集二 室町幕府法』追加法九九〜一〇三条(佐藤進一・池内義資編、岩波書店、一九五七年)
- (129) 早島大祐『室町幕府論』(講談社選書メチエ、二〇一〇)、松永和浩『南北朝・室町期における公家と武家―権限吸収論の克服』(早島大祐他編『室町・戦国期研究を読みなおす』思文閣出版、二〇〇七)、三枝暁子『比叡山と室町幕府』(東京大学出版会、二〇一一)など
- (130) 村井章介『徳政としての応安半済令』(安田元久先生退官記念論集刊行会編『中世日本の諸相』下、吉川弘文館、一九八九年)、榎原雅治『室町殿の徳政について』(『国立歴史民俗博物館研究報告』一三〇、二〇〇六)
- (131) 『園太暦』貞和五年(一三四九)閏六月二日条
- (132) 河内祥輔・新田一郎『天皇の歴史四 天皇と中世の武家』(講談社、二〇一一)
- (133) 『園太暦』正平七年二月二八日条
- (134) 『園太暦』文和二年六月二七日条
- (135) 網野善彦『元亨の神人公事停止令について』(『網野善彦著作集十三 中世都市論』二〇〇七、初出一九七七)。このほかの根拠として康永二年(一三四三)の祇園社綿座相論がある。
- (136) 渡邊歩『後醍醐親政初期の洛中酒籠役賦課令をめぐって』(『アジア文化史研究』九、二〇〇九)、『後醍醐親政初期の神人公事停止令』(『アジア文化史研究』十一、二〇一一)。ただし渡邊氏も、正平七年七月の祇園社社領往反商人による「先朝御代諸商人公事勅免之時、有御沙汰被停止了」という主張について、諸商人の通行料免除は行われていたと認める。
- (137) 網野善彦『元亨の神人公事停止令について』(『網野善彦著作集十三 中世都市論』二〇〇七、初出一九七七)
- (138) 『祇園執行日記』正平七年三月三日条(『八坂神社記録』上)
- (139) 『祇園執行日記』正平七年九月三十日条、十月十八日条、十一月十二日条(『八坂神社記録』上)
- (140) 清水克行『室町幕府の牢獄機構と下層社会』第三七回法制史学会東京部会(二〇一一年九月二四日)レジュメ
- (141) 『園太暦』貞和元年二月二日条

- (142) 『師守記』延文元年三月二十六日条
- (143) 『園太暦』「中院通秀編 園太暦目録」延文二年五月二十五日条
- (144) 『園太暦』「中院通秀編 園太暦目録」延文三年五月四日条
- (145) 宮内庁書陵部編『図書領叢刊 砂巖』(一九九四、明治書院)
- (146) 伊藤敬「新北朝の人と文学」(三弥井書店、一九七九年)、小川剛生「三条良基研究」(笠間書店、二〇〇五)、佐々木文昭『中世公武新制の研究』(吉川弘文館、二〇〇八) 地震については『愚管記』康安元年六月二日条・二二日条
- (147) 下坂守『京を支配する山法師たち』(吉川弘文館、二〇一一)
- (148) 五味文彦『使庁の構成と幕府』(鎌倉時代論) 吉川弘文館、二〇二〇)
- (149) 馬田綾子『洛中の都市支配と地口銭』(『史林』六〇、四、一九七七)、長崎健吾「室町期京都における地口銭賦課体制の成立」(『日本中世の課税制度』勉誠出版、二〇二二)
- (150) 『師守記』貞治六年(一二三六) 四月二日条・五月一六日条。外記中原氏がこの棟別銭に対し、延文四年の天龍寺棟別への対応を前例に、在家役は権門勢家には賦課されないと主張したことが長崎健吾氏によって指摘されている(長崎健吾「室町期京都における地口銭賦課体制の成立」『日本中世の課税制度』勉誠出版、二〇二二)
- (151) 水野智之「中世の賑給・施行・布施・勸進と將軍・幕府」(井原今朝男『富裕と貧困』竹林舎、二〇一三)、『師守記』貞治六年八月一九日・二一日条
- (152) 富田正弘「室町時代における祈禱と公武統一政権」(『日本史研究会史料研究部会編』『中世日本の歴史像』創文社、一九七八)、「室町殿と天皇」(『日本史研究』三一九、一九八九) など
- (153) 大田壯一郎『室町幕府の政治と宗教』(塙書房、二〇一四)
- (154) 『師守記』貞治六年六月十九日条・七月二九日条・八月七日条など
- (155) 『師守記』貞治三年四月二九日条・貞治四年四月三十日条・貞治六年四月二九日条など
- (156) 丹生谷哲一「増補 檢非違使 中世のけがれと権力」(平凡社ライブラリー、二〇〇八)、『貞和四年記』(『群書類従』第二九輯下)
- (157) 拙稿「侍所洛中制札の系譜」(『法学論叢』一八二、二〇一七)
- (158) 佐々木文昭『中世公武新制の研究』(吉川弘文館、二〇〇八)、『園太暦』康永三年正月一日条、貞和二年二月二九日条
- (159) 佐々木文昭『中世公武新制の研究』(吉川弘文館、二〇〇八)、『園太暦』貞和四年十二月二五日条・二六日条
- (160) 『中世法制史料集二 室町幕府法』四四一―五〇条
- (161) 『中世法制史料集二 室町幕府法』追加法八六―九〇条(『花營年代記』貞治六年(一二三六) 二月二九日条)

- (162) 『中世法制史料集二 室町幕府法』追加法九九—一〇三條
- (163) 『小右記』長和三年(一〇一四)四月二日条、治安三年(一〇二三)五月十三日条(国際日本文化研究センター平安期古記録データベース)、『花園天皇宸記』元亨四年六月一六日条など
- (164) 桃崎有一郎『中世京都の空間構造と礼節体系』(思文閣出版、二〇一〇)など
- (165) 『小右記』治安三年(一〇三三)五月十三日条(国際日本文化研究センター平安期古記録データベース)
- (166) 『大判事生信』が祇園社の宝寿院に対し「惣別京中屋敷不可壊之由、被置御法候間」と伝えている例があるが、年未詳であり、この人物についても不明である(『祇園社記統録』三『八坂神社記録』下)
- (167) 『廿一口供僧方評定引付』応永二年八月二日条(『東寺百合文書』以下『東百』く函二号)
- (168) 『祇園執行日記』正平七年十一月八日条(『八坂神社記録』上)
- (169) 『祇園社記雑纂一』応永二年三月十七日(『八坂神社記録』下)
- (170) 村井章介『徳政としての応安半済令』(安田元久先生退官記念論集刊行会編『中世日本の諸相』下、吉川弘文館、一九八九年)、榎原雅治『室町殿の徳政について』(『国立歴史民俗博物館研究報告』一三〇、二〇〇六)
- (171) 『愚管記』永和二年(一三七六)閏七月二八日条
- (172) 下坂守一『京を支配する山法師たち』(吉川弘文館、二〇一〇)、五味文彦『使庁の構成と幕府』(『鎌倉時代論』吉川弘文館、二〇二〇)
- (173) 佐々木文昭『中世公武新制の研究』(吉川弘文館、二〇〇八)
- (174) 拙稿『侍所洛中制札の系譜』(『法学論叢』一八二—一八七、二〇一七)
- (175) 『中世法制史料集二 室町幕府法』一八五—一八七条、『建内記』嘉吉元年九月一日条
- (176) 『大乘院寺社雑事記』康正三年(一四五七)五月二四日条、『宗賢卿記』長祿二年(一四五八)閏正月一三日条、『大乘院寺社雑事記』同年閏正月二六日条
- (177) 佐藤進一『室町幕府論』『日本中世史論集』(岩波書店、一九九〇、初出一九六三)、『南北朝の動乱』(中央公論社、一九六五)、今谷明『門前検断と釘貫』(『戦国期の室町幕府』講談社学術文庫、二〇〇六、初出一九七五)
- (178) 瀬田、拙著『中世の法秩序と都市社会』第四章(塙書房、二〇一六)
- (179) 仁木宏『京都の都市共同体と権力』思文閣出版、二〇一〇
- (180) 松井直人『室町幕府侍所と京都』(『ヒストリア』二六五、二〇一七)、馬田綾子『洛中の都市支配と地口銭』(『史林』六〇—四、一九七七)、長崎健吾『室町期京都における地口銭賦課体制の成立』(『日本中世の課税制度』勉誠出版、二〇二二)
- (181) 早島大祐『室町幕府論』(講談社選書メチエ、二〇一〇)

- (182) 『八坂神社文書』二二〇三・二二〇四
- (183) 「吉田家日次記」『大日本史料』応永十年三月二日条
- (184) 清水克行「室町後期における都市領主の住宅検断」(『室町社会の騷擾と秩序』吉川弘文館、二〇〇四)、三枝暁子「戦国期北野社の闕所」(『比叡山と室町幕府』東京大学出版会、二〇一一)
- (185) 『大日本史料』寛正四年三月五日条
- (186) 「東寺廿一口供僧方評定引付」応永三三年六月七日条(『東百』く函二二号)。土倉の検封は待所の意向を尋ねてからなど
- (187) 「東寺廿一口供僧方評定引付」永享十年二月三日条(『東百』ち函二二号)。八坂塔は火災からの再建が必要であったことが指摘されている
- (清水克行「室町幕府の牢獄機構と下層社会」第二三七回法制史学会東京部会(二〇一一年九月二四日)レジュメ)
- (188) 「東寺廿一口供僧方評定引付」応永三三年八月四日条(『東百』く函二二号)
- (189) 「東寺廿一口供僧方評定引付」享徳元年十月二四日条(『東百』く函二〇号)
- (190) 新田一郎「中世社会の構造転換」『中世後期の社会と法』(水林彪他編『法社会史』山川出版社、二〇〇一)
- (191) 「東寺廿一口供僧方評定引付」応永十二年七月二十日条(『東百』く函二二号)
- (192) 「東寺廿一口供僧方評定引付」応永二十年六月二十日条(『東百』く函六号)、応永三三年二月二日条(『東百』く函二二号)
- (193) 伊藤俊一他編『東寺廿一口供僧方評定引付』第一巻(思文閣出版、二〇〇二)三三三頁註十三で、外部への家屋の持ち出しが「貞治五年七月日付東寺諸坊禁制条々定文」(東寺観智院金剛藏聖教二五七箱二号)において禁じられていることが指摘されている
- (194) 「室町幕府侍所頭人赤松義則禁制案」(康応元年十月十九日『東百』ろ函一)、室町幕府侍所頭人京極高光禁制案(「応永一六年六月九日『東百』そ函三三)」。また、応永元年にも侍所制札があった(『山崎商人二郎請文』『東百』さ函七五)
- (195) 「東寺廿一口供僧方評定引付」応永十一年三月一七日・四月三日・五月九日条(『東百』く函一)
- (196) 拙著『中世の法秩序と都市社会』第四章(瑞書房、二〇一六)
- (197) 榎木謙周『日本古代の首都と公共性』序章(瑞書房、二〇一四)
- (198) 保立道久「町の中世の支配と展開」(高橋康夫・吉田伸之編『日本都市史入門』二、東大出版会、一九九〇)、羽下徳彦「領主支配と法」(『岩波講座日本歴史』中世一、岩波書店、一九七五)
- (199) 『小右記』治安三年(一〇二三)五月十三日条
- (200) 佐々木文昭『中世公武新制の研究』(吉川弘文館、二〇〇八)
- (201) 『建内記』嘉吉元年九月一四日条
- (202) 佐々木文昭『中世公武新制の研究』(吉川弘文館、二〇〇八)

- (203) 清水克行「室町後期における都市領主の住宅検断」(『室町社会の騷擾と秩序』吉川弘文館、二〇〇四)、三枝暁子「戦国期北野社の闕所」(『比叡山と室町幕府』東京大学出版会、二〇一一)
- (204) 拙稿「中世京都の赦免」(額定其勞他編『身分と経済』慈学社出版、二〇一九)
- (205) 三枝暁子「比叡山と室町幕府」(東京大学出版会、二〇一一)、松井直人「室町幕府侍所と京都」(『ヒストリア』二六五、二〇一七)
- (206) 『建内記』嘉吉元年(二四四一)九月二十五日条